

今回のテーマ： 任意継続被保険者制度の保険料算定方法の見直し

日本の国民医療費は少子高齢化や医療技術の発達などの影響で毎年増加しています。現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、政府は健康保険法等の一部を改正しました。その改正の一つとして任意継続被保険者制度の見直しが行われました。

任意継続被保険者制度とは

任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、退職した後も選択によって引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度です。任意継続被保険者制度を利用する退職者の多くは次の就労先が決定していない①定年退職者②会社都合退職者です。また、在職時は会社が保険料の半分を負担しますが、任意継続被保険者の保険料は全額負担となります。

改正の内容

これまでは任意継続被保険者の保険料は「全被保険者の平均の標準報酬月額に保険料を乗じた額」が上限でした。今回の改正により、健康保険組合は規約を変更することで任意継続被保険者の保険料を「退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じた額」とすることが可能となりました。なお、全国健康保険協会（協会けんぽ）はこの任意継続被保険者の保険料の取り扱いに関する変更はありません。

従前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 全額被保険者負担（事業主負担なし） ①退職時の標準報酬月額又は②全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額 	<ul style="list-style-type: none"> 全額被保険者負担（事業主負担なし） 保険料の算定基礎を「①退職時の標準報酬月額又は②全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額」から「健保組合の規約により、退職時の標準報酬月額」とすることも可能とする。

保険料増額の具体例

2023年4月1日付けで、IT企業の総合健保である関東ITソフトウェア健康保険組合（以下「ITS」）が規約の変更を行いました。ITSはその財源となる保険料の料率を低く設定しており、2020年3月以降、コロナ禍でも保険料の料率変更を行わなかった、財政が比較的安定していると思われる健康保険組合です。そのITSが規約の変更を行った結果の一例として、退職時の標準報酬が最高等級の1390千円の場合の在職時、規約の変更の前と後の月額保険料を以下の通り比較いたしました。

標準報酬月額 1390 千円の場合	健康保険料	介護保険料	備考
在職時	59,075 円	13,900 円	事業主が保険料を半額負担
規約の変更前(2023年3月31日まで)	34,850 円	8,200 円	2022年平均標準報酬 410 千円全額負担
規約の変更後(2023年4月1日以降)	118,150 円	27,800 円	退職時標準報酬 1390 千円全額負担

これまでに規約の変更をした健康保険組合は都内の主な組合のうちではまだ3割程度ですが、安定経営と思われるITSが規約の変更をしたことから、規約を変更する健康保険組合が今後さらに増える可能性があります。

もう少し補足！

国民健康保険には事業所の倒産・解雇、雇い止め等の会社都合により退職した方の保険料を軽減する制度が設けられているため、会社都合退職の場合は国民健康保険の方が任意継続被保険者制度の保険料より安くなる場合があります。人事担当者は、加入している健康保険組合の規約変更の有無を確認し、任意継続被保険者制度を検討する会社都合退職者に対しては、国民健康保険の軽減措置を案内することが必要です。